

令和3年9月2日

生徒の皆さんと  
保護者の皆様へ

岡山県立倉敷工業高等学校  
校長 安藤 正道

### 新型コロナウイルス感染症に関する県立学校における対応について

8月27日から9月12日までを期間として、岡山県に新型インフルエンザ等対策措置法に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われています。

新学期を迎えるにあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等につきましては、8月25日付けの文書にて連絡させていただいていますが、加えて、感染症が発生した場合や臨時休業等について、以下のように対応させていただきますので、御理解、御協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応については、日々状況が変化しているため、今後の対応について見直す場合がありますことを申し添えます。

### 記

#### 1 県立学校内で感染が確認された場合の対応について

別紙「県立学校内で感染が確認された場合の対応について」に基づき、学級閉鎖、学年閉鎖、学校全体の臨時休業等の対応をいたします。なお、その場合はオンライン授業に切り替えることにより、学習活動は継続します。

#### 2 「やむをえず学校に登校できない生徒」への対応について

下記①、②により、「やむを得ず学校に登校できない生徒」につきましては、生徒の健康状態や保護者の意向を確認した上で、授業配信等による学習活動を実施します。

##### ① 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」となった生徒

- (1) 児童生徒等の感染が判明した場合
- (2) 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- (3) 児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられる場合
- (4) 児童生徒等の同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合（「地域の感染レベル」が2又は3の場合のみ適用）

##### ○出席停止とする期間

- (1) については、保健所等が指示する日まで
- (2) については、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間
- (3) (4) については、症状がみられなくなるまで

##### ② 新型コロナウイルス感染症に関し、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた」生徒

- (1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等がある児童生徒等で、主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関し、各児童生徒等を取り巻く状況等により、保護者の申し出を受け、やむを得ず、特定の児童生徒等の登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合

#### 3 その他

発熱等の風邪の症状がみられる場合には、医療機関を必ず受診し結果を連絡してください。